

重 要

長期保管

# 令和7年度 介護分野就職支援金貸付の手引



社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

※各種手続き時に使いますので、借用書返却となるまで大切に保管してください。

# 目次

●介護分野就職支援金貸付制度について	1
●介護分野就職支援金貸付制度フロー図	2
●返還免除業務について	3
●借受に伴う主な手続について	
1. 貸付決定後の提出書類	4
2. 就職後、介護等業務に従事している場合の手続	4
3. 各種変更等の手続（共通）	5
●介護分野就職支援金貸付事業実施要綱	6
●様式集	
様式第1号. 介護分野就職支援貸付事業申請書	13
様式第2号. 障害福祉分野・介護分野就職支援金貸付利用計画書	15
様式第3号. 業務従事証明書	16
様式第4号. 借用証書	17
様式第5号. 振込口座（登録・変更）届出書	19
様式第6号. 辞退届	20
様式第7号. 死亡届	21
様式第8号. 返還計画書	22
様式第9号. 返還猶予申請書	23
様式第10号. 離職届	24
様式第11号. 返還免除申請書	25
様式第12号. 変更届	26
様式第13号. 保証人変更届	27

※ の様式については、栃木県社会福祉協議会のホームページよりダウンロード可能です。

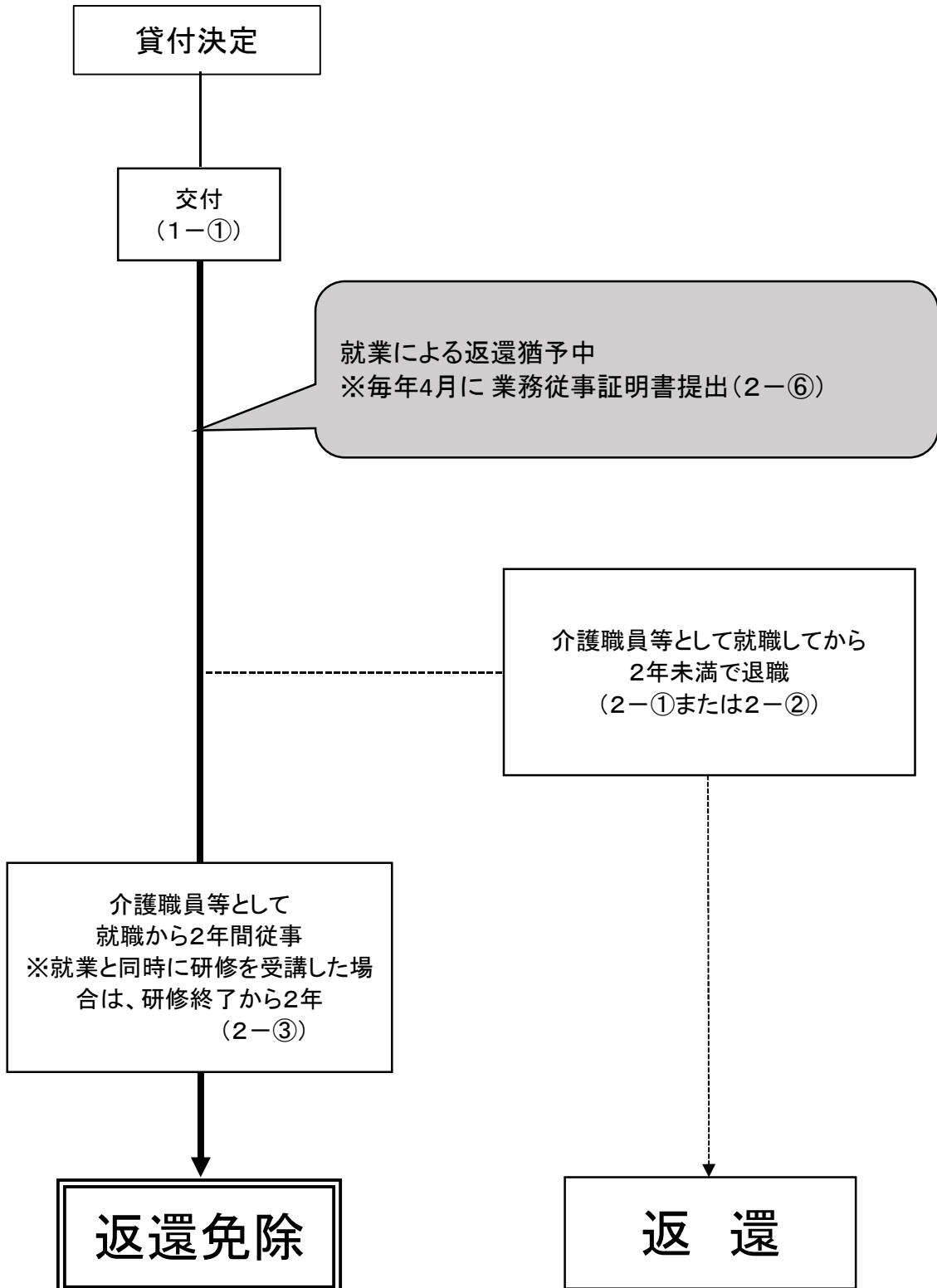
●栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センターのご案内



# 介護分野就職支援金貸付 フロー図

※ 枠内数字は手続の番号

※ **——** の期間は返還猶予



## 介護分野就職支援金の返還免除に該当する業務について

<介護職員等とは>

この制度において「介護職員等」とは、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業をいう。）若しくは第一号通所事業（同法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業をいう。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者をいいます。

サービス種別	職種
(介護予防) 訪問入浴介護	<p>介護職員等、 主たる業務が介護等の業務</p> <p>※介護以外の、事務員、運転手、調理師、看護師などは対象外</p>
(介護予防) 通所介護	
(介護予防) 通所リハビリテーション	
(介護予防) 短期入所生活介護	
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	
地域密着型通所介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設	
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
第一号訪問事業	
第一号通所事業	

<留意点>

### ①【介護保険が適用されない高齢者施設について】

「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていない「サービス付き高齢者向け住宅」「有料老人ホーム」「養護老人ホーム」「軽費老人ホーム」等、介護保険が適用されない施設での業務は、免除の対象となりません。

### ②【対象事業について】

障害福祉サービス（「障害者総合支援法」第5条第1項、第18項、第77条及び第78条「児童福祉法」第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、「身体障害者福祉法」第4条の2に規定するサービスを提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者として就労した者若しくは就労を予定している者）は対象となりません。

### ③【職種について】

主たる業務が介護等の業務には、相談業務や施設長業務は含まれません。

※返還免除業務に従事している期間内に①～③の施設・職種へ、法人内の異動または転職した場合は、返還となりますのでご注意ください。

## 介護分野就職支援金の借受に伴う主な手続について

### 【 1. 貸付決定後の提出書類 】

ケース別	様式 番号	説 明 ・ 内 容	実施要綱 条項	提出期限	提出者
① 貸付金の交付を受ける					
借用証書	様式4	貸付決定通知書の交付を受けた者が提出する。借受者及び保証人の印鑑証明書を添付する。借用書には、その余白に収入印紙を貼付し消印を行う。提出されない場合、貸付金を振り込まない。	3-3	指定する日まで	借受者
振込口座(登録・変更)届出書	様式5	貸付決定通知の交付を受けた者が提出する。申請者本人の口座を登録する。			
返還猶予申請書	様式9	借用証書とともに、提出する。	8-2		
② 貸付金の借受を辞退する場合(交付前)					
辞退届	様式6	借受を辞退する場合、貸付契約を解除する。	12-1-(1)	2週間以内	

### 【 2. 就職後、介護等業務に従事している場合の手続 】

ケース別 提出書類	様式 番号	説 明 ・ 内 容	実施要綱 条項	提出期限	提出者
① 1年未満で退職した場合					
離職届	様式10	介護等業務に従事しなくなった時に提出する。	12-1-(3)	2週間以内	借受者
返還計画書	様式8	返還額及び返還方法について申請する。	7-2		
業務従事証明書	様式3	退職日を証明する書類として提出する。			
② 1年以上2年未満で退職した場合					
離職届	様式10	介護等業務に従事しなくなった時に提出する。	12-1-(3)	2週間以内	借受者
返還計画書	様式8	返還額及び返還方法について申請する。	7-2		
返還免除申請書	様式11	返還の一部免除を申請する場合に提出する。	6-2		
業務従事証明書	様式3	退職日及び従事期間を証明する書類として提出する。	9-3-(1)		
※ 1年以上介護等業務に従事し、退職した場合、返還の一部が免除される場合があります。該当、非該当については個別にお問い合わせください。ただし、「本人の責による事由により免職された者」「特別な事情がなく恣意的に退職した者」等は該当しません。(実施要綱第9条第2項1号)					
③ 2年間勤務した場合					
返還免除申請書	様式11	2年間の勤務が完了した時に、提出する。	6-2	適宜提出	借受者
業務従事証明書	様式3	返還免除申請書とともに提出する。	6-2-(1)		
④ 勤務先を変更する(した)場合 ※法人内異動の場合も含む					
変更届	様式12	勤務先を変更した場合に提出する。	12-1-(2)	2週間以内	借受者
業務従事証明書	様式3	新従事先及び旧従事先の従事証明書を併せて提出する。	8-2-(1)		
(注) 勤務先を変更する場合、旧従事先と新従事先の間が1日でも空くと、連続して勤務していると認められません。(1日でも空く場合は必要書類が異なります。)返還義務が生じる場合もありますので、勤務先を変更する前に必ずお問い合わせください。					
⑤ 介護等業務に従事期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の疾病等で、介護等業務の継続ができなくなった場合					
死亡届(死亡の場合)	様式7	借受期間中又は就業期間中に死亡した時、死亡の事実を証明する書類を添付し提出する。	12-2	適宜提出	連帯保証人等又は借受人
返還免除申請書	様式11	返還免除の規定が該当する。ただし、他の事由による場合はこれに該当しないので他の手続を参照すること。	6-2		
上記事由を証明するもの	様式無し	労災認定、もしくは業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の疾病等を証明するもの。	6-2-(2)		
⑥ 返還を猶予している場合					
業務従事証明書	様式3	毎年4月提出。	8-2-(1)	指定する日まで	借受者
⑦ やむを得ない事由により介護等業務に従事できない場合(実施要綱第8条第1項第2号に基づく猶予申請)					
返還猶予申請書	様式9	災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により介護等業務に従事できない場合、返還の猶予を申請でき、事由を証明する書類とともに提出する。また、復職時にも就業による猶予として提出が必要。	8-2	事由が生じたら速やかに	借受者
休業期間を証明するもの		休業期間を証明する従事先からの書類が必要。(書式がない場合は本会の「休業期間報告書」を送付することが可能)			
事由を証明するもの	様式無し	①産休、育休の場合→母子手帳の出生届の写し ②災害の場合→罹災証明書または被災証明書	8-2-(2)		
※当該事由による猶予を申請し決定された場合、引き続き介護等業務に従事しているとみなします(直ちに返還とはなりません)が当該猶予期間は介護等業務従事期間に算入されません。					

【 3. 各種変更等の手続 】

ケース別 提出書類	様式 番号	説 明 ・ 内 容	実施要綱 条項	提出期限	提出者
① 借受人又は保証人が住所又は氏名を変更した時					
変更届	様式12	住所又は氏名に変更があったとき提出する。	12-1-(2)	2週間以内	借受者
② 保証人を変更する時					
保証人変更届	様式13	余白に収入印紙(200円)を貼付し、消印を行う。また、新たに保証人になる者の印鑑証明書及び直近の所得を証明する書類(源泉徴収票の写し等)を添付する。 保証人が法人の場合の必要書類は、実施要綱第4条3項参照。	12-3	2週間以内	借受者
③ 借受者が死亡した時					
死亡届	様式7	借受期間中又は就業期間中に死亡した時、死亡の事実を証明する書類を添付し提出する。	12-2	2週間以内	連帯保証人等
返還計画書	様式8	借受者が死亡すると貸付金の返還義務が生じる。ただし、返還免除に該当する場合もあるので、「介護等業務に従事期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の疾病等で、介護等業務の継続ができなくなった場合」を参照すること。	7-2		
返還猶予申請書	様式9	連帯保証人等が、貸付金を返還することが、災害、病気その他やむを得ない事由により、困難な場合提出する。	8-2		
受講資金を返還することが困難であることを証する書類	様式無し	返還猶予申請書とともに提出する。	8-2-(2)		

※1 実施要綱条項は、実施要綱の条文を示す。条一項一(号)を表す。

※2 提出期限は、該当事由が発生してからの、期限を示す。

※3 連帯保証人等とは、連帯保証人又は親権者又は相続人をいう。

## 第1 事業の目的

介護人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金（以下、「就職支援金」という。）の貸し付けを実施し、迅速に新たな人材を確保することを目的とする。

## 第2 貸付対象者、貸付額及び貸付回数

貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、栃木県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であって、次の（1）から（3）の全てを満たす者とする。

なお、本要綱が定める貸付けを申請する者は、次の書類を栃木県社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。

- （ア） 就職支援金貸付事業申請書（別記様式第1号）
- （イ） 就職支援金貸付利用計画書（別記様式第2号）
- （ウ） 業務従事証明書（別記様式第3号）
- （エ） 介護職員初任者研修以上の修了証の写し
- （オ） 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- （カ） 連帯保証人の所得額を証明するもの
- （キ） 申請者の住民票（世帯全員の記載のあるもの）

- （1） 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者（社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領（以下「貸付要領」という。）の第1条4における「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」及び第1条5における「障害福祉分野就職支援金貸付事業」により貸し付けを受けたことがある者を除く。）。

なお、当該研修は公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものも含まれる。

- （2） 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所に介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者。
- （3） 「介護分野就職支援金貸付利用計画書（別記様式第2号）」（以下単に「就職支援金貸付利用計画書」という。）を提出した者。

2 貸付額は、介護職員等として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものとして、200,000円と貸付対象者が会長に提出した就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。

また、本事業は、1(1)に掲げる研修を修了した後、1(2)に掲げる事業所に就職する際に必要となる経費に充当するために貸し付けることを念頭に置いているが、就職と同時に研修を受講する場合、研修修了後に研修修了証を提出することを要件に、研修修了前に就職支援金を貸し付けることができる。なお、この場合、第6の1の「介護職員等として就労した日」を、「研修を修了した日」に読み替えることとする。

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- ③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥ その他、会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

### 第3 貸付方法及び利子

- 1 会長は、貸付事業の申請があった場合、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付契約を締結するものとし、貸付契約の締結は、貸付額、貸付期間、返還期限、返還方法その他必要な事項を記載した貸付決定通知書を当該貸付申請者に交付することにより行うものとする。
- 2 貸し付けることが適当でないと認めるときは、その旨を当該貸付申請者に通知するものとする。
- 3 申請者が1による貸付決定通知書の交付を受けたときは、連帯保証人と連署の上、遅滞なく借用証書（別記様式第4号）、振込口座（登録・変更）届出書（別記様式第5号）及び申請者（未成年を除く）並びに連帯保証人の印鑑証明書を添えて会長に提出するものとする
- 4 利子は、無利子とする。
- 5 貸付金の交付は、一括して口座振替により交付する。

### 第4 保証人

- 1 本事業による貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の保証人は2人とし、2人のうち1人は法定代理人でなければならないものとする。
- 2 保証人は、独立の生計を営む成年の者とする。
- 3 前項にかかわらず、以下の要件を満たす法人を保証人とすることができる。

(1) 対象とする法人

- ア 貸付けを申請する者が在学する養成施設等を運営する法人
- イ 返還免除対象業務を実施する法人
- ウ その他、会長が適当と認める法人

(2) 提出する書類

- ア 定款
- イ 履歴事項全部証明書
- ウ 財務諸表（貸借対照表・収支計算書・事業活動計算書）
- エ 連帯保証を同意する議事録の写

4 保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

5 貸付けを受けた者は、保証人を変更しようとするときには、会長に承認を受けなければならない。

## 第5 貸付契約の解除

会長は、貸付契約の相手方が次の各号の一に該当する場合、その契約を解除するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 貸付後、申請内容に虚偽が判明したとき。
- (3) その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

## 第6 返還の債務の当然免除

会長は、貸付契約の相手方が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、貸し付けを受けた者に対して、毎年4月に業務従事証明書（別記様式第3号）の提出を求め、貸し付けを受けた者の就労状況等について、定期的に把握するものとする。

- (1) 第2の1の(2)の介護職員等として就労した日から、栃木県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、栃木県外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できる。

なお、前述の「2年」の計算については、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上とし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

また、介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（例えば育児休業等により第6に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指す、以下同じ。）により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間に

は算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

(2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

2 本事業による貸付けを受けた者は、1の規定により貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（別記様式第11号）に、次の各号に掲げる免除の場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 1の(1)に該当する者 業務従事証明書（別記様式第3号）

(2) 1の(2)に該当する者 当該事由を証する書類

3 会長は、2の規定による申請があったときは、審査の上貸付金の返還の債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

## 第7 返還

本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から12か月（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。なお、虚偽申請により貸付けの契約の解除となったときは、一括返還しなければならない。

(1) 貸付契約が解除されたとき。

(2) 栃木県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。

(3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 本事業による貸付けを受けた者は、貸付金の返還をするときは、返還計画書（別記様式第8号）を直ちに会長に提出しなければならない。

3 会長は、2の返還計画書を審査の上、借受者に貸付金の返還方法及び返還額を通知するものとする。

4 会長は、2の返還計画書が提出されないときは、第3の3の規定により提出のあった借用証書に記載された方法により貸付金を返還させるものとし、借受者に返還方法及び返還額を通知するものとする。

## 第8 返還の債務の履行猶予

会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 栃木県内において介護職員等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 2 本事業による貸付けを受けた者が、1の規定により貸付金の返還債務の履行の猶予を受けようとする場合は、返還猶予申請書（別記様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
  - (1) 本事業による貸付けを受けた者が第6の1に規定する返還免除対象業務又は介護職員等の業務に就業した場合又は継続して従事している場合
    - ・業務従事証明書（別記様式第3号）
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、他種の養成施設等における修学、災害、病気その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが困難と認められる場合
    - ・返還することが困難であることを証する書類
- 3 会長は、1の規定による申請があったときは、審査の上返還債務の履行の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

## 第9 返還の債務の裁量免除

- 1 会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。
  - (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき
    - ・返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
  - (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
    - ・返還の債務の額の全部又は一部
  - (3) 栃木県内において180日以上、介護職員等の業務に従事したとき
    - ・返還の債務の額の全部又は一部
- 2 返還の債務の裁量免除の適用に当たっては、以下のとおりとする。
  - (1) 返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、1（3）における返還の債務の裁量免除は、本事業が介護職員等の業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は、機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。
  - (2) 裁量免除の額は、栃木県内において、介護職員等の業務に従事した期間を、360日で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

- 3 借受者は、1の規定により貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（別記様式第11号）に、次の各号に掲げる免除の場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。
  - (1) 1の(3)に該当する者 業務従事証明書（別記様式第3号）
  - (2) 1の(1)に該当する者 当該事由を証する書類
- 4 会長は、3の規定による申請があったときは、審査の上貸付金の返還の債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

## 第10 延滞利子

会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子の確定金額が1,000円未満であるときは、これを請求しないものとする。

## 第11 会計経理

- 1 本事業に関する会計にあたっては、独立した区分を設け、経理するものとする。
- 2 本事業を実施している間の返還金の取扱いは、本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び返還金は、本事業に関する区分に繰り入れるものとする。
- 3 その他会計処理について  
当該区分については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、知事に報告するものとする。

## 第12 変更届等

本事業による貸付けを受けた者若しくは第8の規定により返還の債務の履行の猶予を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときには、当該事由が発生してから2週間以内に当該各号に掲げる届出書により会長に届け出なければならない。

- (1) 借受者は、本事業の貸付けを辞退しようとする場合 辞退届（別記様式第6号）
  - (2) 本事業による貸付けを受けた者又は保証人の住所又は氏名及び返還免除対象業務、又は介護職員等の業務の従事先に変更があった場合 変更届（別記様式第12号）
  - (3) 返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しなくなった場合 離職届（別記様式第10号）
- 2 保証人は、本事業による貸付けを受けた者が死亡したときは、速やかに死亡届（別記様式第7号）にその事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 3 申請者又は本事業による貸付けを受けた者が保証人を変更しようとするときは、保証人変更届（別記様式第13号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

### 第13 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の取り扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附則 この要綱は令和3年9月1日から施行し、原則令和3年4月以降就職したものから適用する。

附則 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号

## 介護分野就職支援金貸付事業申請書

フリガナ			
申請者氏名	(自署)		
現住所	〒		
電話(自宅)		携帯電話	
生年月日・性別	S・H	年 月 日生(満 歳)	男・女

## 借用希望金額、返還の方法

金額	円 【200,000円以内】		
返還	ア. 月賦	イ. 半年賦	ウ. 一括

## 他の貸付・助成制度の利用状況※

他の制度を	ア 利用している		イ 利用していない	
場 利 用 し て い る	貸付金・助成金等の名称			
	利用(借受)予定期間	年 月～	年 月	
	金額	円		
	現在の状況	ア. 借受中	イ. 返済中	ウ. 猶予(据置)中

※他の制度とは、生活福祉資金貸付金、母子及び父子福祉資金、日本学生支援機構等の奨学金、ハローワークが窓口になる各種助成金、貸付金が該当します。

## 生計を一つにする家族の状況

氏名	続柄	年齢	職業・学校	同居・別居	所得金額※
	本人			同・別	円
				同・別	円
				同・別	円
				同・別	円
				同・別	円
				同・別	円
所得合計金額					円

※生計を一にする者の直近の所得金額を証する書類(給与所得者は源泉徴収票の写し、自営業者は確定申告書(控)の写し、その他の方は課税証明)を添付してください。

連帯保証人（法定代理人）の状況

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏 名	(自署)		(満 歳)
申請者との関係		性 別	男 ・ 女
現住所	〒		
電話（自宅）	( )	携帯電話	( )

連帯保証人（法定代理人以外）の状況

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏 名	(自署)		(満 歳)
申請者との関係		性 別	男 ・ 女
現住所	〒		
電話（自宅）	( )	携帯電話	( )

※連帯保証人の直近の所得金額を証する書類（給与所得者は源泉徴収票の写し、自営業者は確定申告書（控）の写し、その他の方は課税証明）を添付してください。

.....  
年 月 日

（社福）栃木県社会福祉協議会長様

上記の記載内容は、事実に相違なく介護分野就職支援金貸付の借り入れしたく申請します。

また、私は、介護分野就職支援金貸付の利用にあたり、記載、提出した個人情報について、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会個人情報保護規程の規定（必要な範囲での第三者提供を含む。）に基づき取り扱われることを同意します。

私は、貴会が貸付に必要な範囲で、全国社会福祉協議会、就労先の介護保険サービス等提供事業所、自治体等の関係機関を第三者として個人情報を提供すること及び、それらの関係機関から、貴会が、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

（本人）  
氏 名 \_\_\_\_\_（自署）

上記の申請に、同意の上、当該申請により資金の貸付けが決定された場合、上記の者の連帯保証人として、介護分野就職支援金貸付の債務を連帯することを承諾します。

また、私は、介護分野就職支援金貸付の利用にあたり、記載、提出した個人情報について、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会個人情報保護規程の規定（必要な範囲での第三者提供を含む。）に基づき取り扱われることを同意します。

私は、貴会が貸付に必要な範囲で、全国社会福祉協議会、就労先の介護保険サービス等提供事業所、自治体等の関係機関を第三者として個人情報を提供すること及び、それらの関係機関から、貴会が、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

（法定代理人又は後見人）  
氏 名 \_\_\_\_\_（自署）

当該申請により、資金の貸付けが決定された場合、上記の者の連帯保証人として、介護分野就職支援金貸付の債務を連帯することを承諾します。

また、私は、介護分野就職支援金貸付の利用にあたり、記載、提出した個人情報について、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会個人情報保護規程の規定（必要な範囲での第三者提供を含む。）に基づき取り扱われることを同意します。

私は、貴会が貸付に必要な範囲で、全国社会福祉協議会、就労先の介護保険サービス等提供事業所、自治体等の関係機関を第三者として個人情報を提供すること及び、それらの関係機関から、貴会が、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

（連帯保証人）  
氏 名 \_\_\_\_\_（自署）

申請者が未成年者の場合、連帯保証人を2人（1人は法定代理人）としてください。

申請内容確認の 連絡先	氏名（続柄）	電話番号
	( )	

別記様式第24号及び介護分野就職支援金貸付事業実施要綱様式2号

障害福祉分野・介護分野就職支援金貸付利用計画書

令和 年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長様

以下のとおり、障害福祉分野・介護分野就職支援金貸付利用計画書を提出します。

ふりがな 氏名	----- (自署)	性別 男・ 女	生年月日	S・H・R 年 月 日
住所	〒 _____ 日中の連絡先(自宅・携帯) _____ メールアドレス _____			
修了した研修名				
研修終了日	( 年 月 日 ) ( 年 月 日 )	※就職と同時に研修を受講する場合、上段に研修修了予定日を記載し、下段のカッコ書きに研修受講予定日を記載すること。		
研修実施機関名				
借入希望金額	金 _____ 円			
借入の目的 ※該当する( )に○をつけてください。	<input type="checkbox"/> 子どもの預け先を探す際の活動費 <input type="checkbox"/> 介護にかかる軽微な情報収集や講習会参加経費又は参考図書等の購入費 <input type="checkbox"/> 靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等被服費 <input type="checkbox"/> 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用 <input type="checkbox"/> 通勤用の自転車又はバイクの購入費 <input type="checkbox"/> その他			
就職予定年月日	年 月 日			
就職先の事業所名				
直近の退職年月日 (離職者に限る)	年 月 日			
前勤務先・ 前職名				

お問い合わせ

貸付事業について

栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター (貸付担当)

TEL 028(643)3300

資格の届出もしくは登録について

栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター (人材担当)

TEL 028(643)5622

業 務 従 事 証 明 書

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

借 受 者 記 入 欄	ふりがな				
	氏名 (自署)	(旧姓) 借受時から改姓している場合は旧姓を記入			
	住所	〒			
	電話番号	自宅		携帯	
施 設 ・ 事 業 所 記 入 欄	下記のとおりに 従事していた (異動・退職した場合はこちら) 従事している (現在在職している場合はこちら)	<input type="checkbox"/> 従事していた <input type="checkbox"/> 従事している ことを報告します。 ※どちらかに☑を入れてください。			
	法人名				
	施設・事業所名				
	施設・事業所住所	〒		TEL ( )	
	施設・事業種別		雇用形態	常勤・非常勤・パート・派遣	
	業務内容		職 種		
	在 職 期 間	年 月 日※ ~ 年 月 日 ※初任者以上の研修が修了した日の翌日、または、就職した日のいずれか遅い日			
	上記期間中の 在 職 日 数	日	上記期間中の 従事日数	日	
	休業期間の有無	無 ・ 有 (有の場合、休業の理由及び休業期間を記入)			
	休業の内容	※在職期間中に休業期間のある方は、その全てを次に記入し、証明書を添付してください。(すでに証明書を提出済の場合は期間のみ記入してください。)			
	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由) ( )	年 月 日 ~ 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由) ( )	年 月 日 ~ 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由) ( )	年 月 日 ~ 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由) ( )	年 月 日 ~ 年 月 日			
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 法人名/施設・事業所名 代表者/管理者役職・氏名 担当者役職・氏名 電話番号					

社  
判

収入印紙貼付  
10万円以下  
借受 200円  
50万円以下  
借受 400円  
消印のこと

借用証書

借用金額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長 様

貸付決定番号	—	号	生年月日	
			和暦	年 月 日
ふりがな 借受者氏名 (自署)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">登録 実印</div>			
借受者住所				
電話番号	自宅		携帯	

介護分野就職支援金貸付金として上記の金額を借用しました。

については、本借用証書記載の厳守事項を守り、下記の条件により相違なく返還します。

借用金額	_____ 円
貸付利子	無利子 ただし、延滞利子については、利率年3%
交付方法	一括交付
返還時期	_____年 _____月から _____年 _____月まで
返還方法	_____月賦 ・ 半年賦 ・ 一括
返還場所	栃木県社会福祉協議会指定の金融機関口座 (別途指定)

私は、上記の者の連帯保証人として、介護分野就職支援金貸付の債務を連帯して負担します。

ふりがな 連帯保証人 氏名 (自署)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">登録 実印</div>			
連帯保証人 住所				
電話番号	自宅		携帯	

※ 借受者及び連帯保証人の印鑑証明を添付すること。

## (借受中、厳守する事項等について)

- 1 栃木県社会福祉協議会（以下、「本会」という）は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合に、貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は貸付を停止し若しくは貸付契約を解約することができる。
  - (1) 貸付金の用途をみだりに変更し、又は他に流用したとき
  - (2) 虚偽の申込みその他不正な手段により貸付を受けたとき
  - (3) 変更届等を行わなかったとき
  - (4) 貸付金の償還を怠ったとき
  - (5) 仮差押若しくは仮処分又は強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき
  - (6) 破産又は民事再生手続開始の申立てをし、又は申立てを受けたとき
  
- 2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより、速やかに本会に届け出なければならない。
  - (1) 借受者又は保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に変更があった場合
  - (2) 返還免除対象業務に従事したとき又は退職した場合
  - (3) 借受人が死亡した場合（親族又は連帯保証人が届け出ること）
  
- 3 定められた返還方法により、返還計画に従って返還期限までに返還金（元金及び貸付利子）を支払わなければならない。ただし、返還の猶予又は免除に該当する者についてはこの限りではない。
  
- 4 借受者が貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。  
ただし、延滞利子の確定金額が1,000円未満であるときは、これを請求しないものとする。
  
- 5 連帯保証人は、借受者と連帯して責務を負担するものとする。
  
- 6 本会と借受者又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、本会の所在地を管轄する裁判所を簡易裁判所とする。
  
- 7 以上の事項、その他については本会に問い合わせることとする。

別記様式第5号

振込口座（登録・変更）届出書

年 月 日

（社福）栃木県社会福祉協議会長 様

貸付決定番号 ー 号  
住 所

氏 名 (自署)  
電話番号  
携帯電話

介護分野就職支援金貸付金について、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合					
支店名	本店 支店 出張所			店番号		
口座の種類	1：普通預金（総合口座） 2：貯蓄預金					
口座番号 （右づめ）						
（フリガナ）						
口座名義	（姓）			（名）		

※ゆうちょ銀行のみ以下に記入

金融機関名称	ゆうちょ銀行	店名				店
		<small>※漢数字3ケタで記入</small>				
口座の種類	1：普通預金（総合口座） 2：貯蓄預金					
口座番号 （右づめ）						
（フリガナ）						
口座名義	（姓）			（名）		

（注）借受者本人名義の口座であること。

店番号（店名）、口座の種類、口座番号、口座名義が分かる箇所をコピーの上裏面に貼付すること。

別記様式第6号

辞 退 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

養成施設名  
貸付決定番号  
住 所 〒  
氏 名 (自署)  
電 話 番 号  
携 帯 電 話

連帯保証人住所 〒  
氏 名 (自署)  
電 話 番 号  
携 帯 電 話

連帯保証人住所 〒  
氏 名 (自署)  
電 話 番 号  
携 帯 電 話

次のとおり介護分野就職支援金貸付けを辞退したいので届け出ます。

1 辞退時期 年 月から

2 理 由

3 借用金額 円

別記様式第7号

死 亡 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

届出人住所〒

届出人氏名 (自署)

電話番号

携帯電話

借受者との関係

次のとおり借受者が死亡したので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 借受者氏名
- 2 死亡年月日 年 月 日
- 3 死亡事由 業務上の理由 ・ 業務外の事由
- 4 死亡状況 (業務上の理由の場合)

返 還 計 画 書

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

次のとおり介護分野就職支援金貸付金を返還します。

借 受 者	氏 名 (自 署)	(旧姓) 借受時から改姓している場合は旧姓を記入		
	住 所	〒		
	電話番号		携帯電話	
連 帯 保 証 人	氏 名 (自 署)	※法人の場合は記名押印		
	住 所	〒		
	電話番号		携帯電話	
連 帯 保 証 人	氏 名 (自 署)	※法人の場合は記名押印		
	住 所	〒		
	電話番号		携帯電話	
借受期間		年 月から 年 月まで		
借用金額①		円		
既返還免除済額②		円		
既返還済額③		円		
返還金額①-②-③		円		
返還方法及び 期間・回数 ※月賦・半年賦・ 一括のいずれかに ○を付けること。	月 賦	毎月( 円)ただし初回のみ( 円) 年 月から 年 月まで( )回払い		
	半年賦	毎回( 円)ただし初回のみ( 円) 年 月から 年 月まで( )回払い		
	一 括	円		
返還理由 該当する項目に (○)を付けること。 ※(エ)の場合は 理由を記載するこ と。	<input type="checkbox"/> (ア) 貸付契約の解除(貸付要綱第7-(1))			
	<input type="checkbox"/> (イ) 栃木県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなった(要綱第7-(2))			
	<input type="checkbox"/> (ウ) 業務外事由による心身の故障等により介護等業務に従事できない(要綱第7-(3))			
	<input type="checkbox"/> (エ) その他の事由 〔 〕			
返還事由の発生年月日		年 月 日		

別記様式第9号

返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

ふりがな			
氏名 (自署)	(旧姓) <small>借受時から改姓している場合は旧姓を記入</small>		
住所	〒		
電話番号	自宅		携帯

次のとおり介護分野就職支援金貸付金の返還猶予を受けたいので申請します。

借用金額①	円	
既返還免除済額②	円	
既返還済額③	円	
返還猶予の内容	申請額 ①－②－③	円
	期 間	年 月 から 年 月 まで ( 月 )
	申請理由 該当する 項目に○ を付ける こと。	<input type="checkbox"/> (ア) 県内で返還免除対象業務等に従事 (下に従事先を記入) <input type="checkbox"/> (イ) 災害、病気その他やむを得ない事由 (下に具体的に事由を記入)

別記様式第 10 号

離 職 届

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

氏名（自署）

（旧姓）

借受時から改姓している場合は旧姓を記入

住 所 〒

電 話 番 号

携 帯 番 号

次のとおり離職したので届け出ます。

1 離職年月日 年 月 日

2 理 由

別記様式第 11 号

返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

住 所 〒

氏名(自署) (旧姓)  
借受時から改姓している場合は旧姓を記入  
 電話番号 携帯番号

次のとおり介護分野就職支援金貸付金の返還免除を受けたいので申請します。

借用金額	円	
既返還免除済額	円	
既返還済額	円	
返還免除の内容	申請額	円
	申請理由 該当する項目に (○)を付けること。	( ) (ア) 返還免除対象業務等に所定の日数(在職期間 730 日以上かつ業務従事期間 360 日以上) 従事した 【要綱第 6(1)】
		( ) (イ) 業務上の事由により死亡又は心身の故障のため返還免除対象業務等に従事できない 【要綱第 6(2)】
		( ) (ウ) 栃木県内において 180 日以上、返還免除対象業務等に従事した 【要綱第 9(3)】
		( ) (エ) 借受者の死亡又は障害のため 【要綱第 9(1)】
返還免除対象業務 従事状況	従事期間	従事先名称
	年 月 日 ~	
	年 月 日	
	年 月 日 ~	
	年 月 日	
	年 月 日 ~	
	年 月 日	

変 更 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

住 所 〒

氏 名 (自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

次のとおり変更したので届け出ます。

【借 受 者】

届出事項	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号(携帯電話)	<input type="checkbox"/> 従事先
変更理由		変更日	年 月 日
フリガナ			
氏 名	(新)	(旧)	
住 所	(新) 〒	(旧) 〒	
電話番号 (携帯電話)	( )	( )	
従事先名	(新)	(旧)	
施設・事業種別			
従事先住所			
従事先電話番号			
転職・異動日	年 月 日	離職日	年 月 日

【保 証 人】(氏名 )

届出事項	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号(携帯電話)
変更理由		変更日 年 月 日
フリガナ		
氏 名	(新)	(旧)
住 所	(新) 〒	(旧) 〒
電話番号 (携帯電話)	( )	( )

保証人変更届

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長 様

借受け時の養成施設名			
氏名（自署）	（旧姓） 借受時から改姓している場合は旧姓を記入		
住 所	〒		
電 話 番 号		携 帯 番 号	

次のとおり保証人を変更するので届け出ます。

新保証人	住 所	〒		
	氏 名 （自署）			
	職 業			
	生年月日	年 月 日生（ 歳）		
	本人との関係			
	電話番号		携帯番号	

※ 新保証人の印鑑証明及び直近の所得金額を証する書類（確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し、課税証明）を添付すること。法人保証については実施要領第4条(2)を参照のこと。

旧保証人	住 所	〒		
	氏 名			

変更の理由

-----  
-----

連 帯 保 証 書

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長 様

新保証人住所

新保証人氏名（自署）

実印

介護分野就職支援金貸付金（借受金額 \_\_\_\_\_ 円）について、

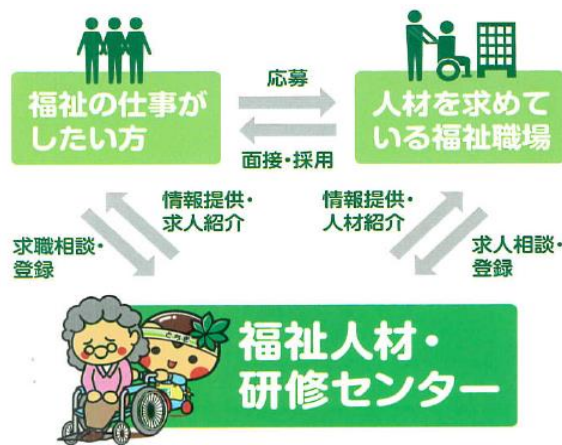
借受者 \_\_\_\_\_ と連帯してその債務を負担します。

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会

## 福祉人材・研修センターのご案内

福祉人材・研修センターは、栃木県知事の指定を受け、栃木県社会福祉協議会に設置されています。

介護福祉士修学資金等貸付事業の他にも、福祉人材無料職業紹介事業を中心に、福祉の仕事や資格についての相談、情報提供、就職支援事業（就職フェア、各種講座、施設見学・体験等）などを行っています。



### 【窓口のご利用時間】

月曜日～金曜日 9:00～17:00

第3土曜日 9:00～17:00

※土曜日、日曜日、祝祭日および年末年始（12/29～1/3）はお休みです。

### 【所在地】

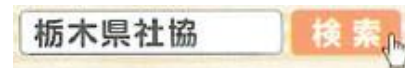
〒320-8508

宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階

TEL 028-643-5622 FAX 028-623-4963

### 【HP】

- ・栃木県社会福祉協議会ホームページ  
<http://www.tochigikenshakyō.jp/>
- ・福祉のお仕事ホームページ  
<http://www.fukushi-work.jp/>



●貸付に関するお問い合わせは… TEL 028-643-3300